

## 令和4年7月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和4年7月11日（月） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、  
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、  
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

事務局出席者：永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、齊藤進委員、西岡千秋委員を指名する。

4. 議 事

(1) 報告第 8 号 農地法第4条の届出について

(2) 報告第 9 号 農地法第5条の届出について

(3) 議案第 13 号 農地法第3条の許可申請について

(4) 議案第 14 号 農用地利用集積計画承認申請について

(5) 議案第 15 号 田畑売買価格等に関する調査について

5. その他

6. 閉 会

#### ○報告第8号 農地法第4条の規定による届出について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第8号農地法第4条の規定による届出の通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第8号の1件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は鯉地区になります。地目については田2筆、畑2筆の合計4筆となっております。合計の面積が850㎡となっております。

申請人及び転用の用途等については記載の通りです。申請の事由は2階建て14世帯の共同住宅の建設となっております。なお、2ページに位置図を付けております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、市街化区域内の転用となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第9号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第9号農地法第5条の規定による届出が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は3ページになります。報告第9号の2件について報告いたします。

申請番号1番になります。所在は北甘木地区の農振地域外の畑が3筆。合計面積については984㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。転用事由については木造平屋建ての個人住宅建設のための転用となっております。

4ページに申請位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。次に、申請番号2番になります。

所在は北甘木地区の農振地域外の畑が2筆。合計面積については889㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。転用事由については木造2階建ての個人住宅建設のための転用となっております。4ページに申請位置図を載せております。こちらも「ゆうすいの杜」の案件になります。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました2件は、市街化区域の転用になります

ので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○議案第13号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請が1件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は5ページになります。農地法第3条の許可申請が1件ございます。申請番号の1番です。所有権移転の案件です。所在は井寺地区。農振農用地の田が1筆。面積は194㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による権利の移動となっております。売買の価格は記載にあります通りです。6ページに申請地の位置図を載せております。7ページをご覧ください。確認事項になります。確認事項全てにおいてNOとなりますので、許可相当と考えます。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

#### ○議案第14号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農土地利用の集積計画の承認申請が5件ございます。

このうち、松永委員の案件が1件ありますので、先に審議をいたします。

まず、松永委員の案件から審議しますので、松永委員の退室をお願いします。

(松永委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。まずは松永委員の案件からご説明いたします。資料は9ページになります。申請番号2番からご説明をいたします。所在は下六嘉地区及び上六嘉地区。農振農用地内外の田が4筆で面積が4,192㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。利用の目的については賃貸借権の再設定です。借賃については記載のとおり。期間は令和4年8月1日から令和7年7月31日となっております。

松永委員の案件についての説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。松永委員の入室を許可します。

(松永委員入室)

松永委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(松永委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り4件の説明を頂き、その後4件を一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい、資料は8ページになります。

申請番号1番になります。所在は下六嘉地区及び上六嘉地区。農振農用地内の田5筆で合計面積が10,513㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は貸貸借権の再設定、借賃については記載のとおりとなっております。期間については令和4年8月1日から令和9年7月31日までとなっております。

続きまして、9ページになります。申請番号3番です。所在は上島地区。農振地域外の畑が1筆で面積が694㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は貸貸借権の再設定、借賃については記載のとおりとなっております。期間については令和4年8月1日から令和14年7月31日までとなっております。

続きまして、10ページになります。申請番号4番です。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が292㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は使用貸借権の再設定、借賃については記載のとおりとなっております。期間については令和4年8月1日から令和7年7月31日までとなっております。

続きまして、11ページになります。申請番号5番になります。所在は北甘木地区。農振農用地内の田が2筆で合計面積が1,133㎡となっております。

貸付人と借受人については記載の通り、目的は新規の賃貸借権の設定となっております。借賃については記載のとおり、期間については令和4年9月1日から令和9年8月31日までとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました4つの案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で4件を承認・可決いたします。

#### ○議案第15号 田畑売買価格等に関する調査について

(議長) 続きまして、議案第15号田畑売買価格等に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は13ページからになります。農業会議より「令和4年度の田畑売買価格等に関する調査」が来ております。この目的は、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすること、となっております。資料に沿って説明させていただきます。

3 耕作目的売買価格（農地としての売買価格です）（1）田（中田 10a 当たり）の売買価格となります。六嘉地区・大島地区と分かれており、各々農用地区域と農用地区域外に分かれていますが、ご覧のとおり令和元年からいずれも140万円で推移しています。今年度におきましても、いずれも140万円で良いのではと考えております。

続きまして（2）畑（中畑 10a 当たり）の売買価格となります。こちらも六嘉地区・大島地区いずれも70万円で推移しています。今年度におきましても、いずれも70万円で良いのではと考えております。

続きまして、14ページになります。4 使用目的変更（転用目的での）田畑売買価格となります。（1）田（3.3㎡当たり）市街化調整区域での売買価格となります。ご覧のとおり、六嘉地区・大島地区で住宅用・商業・工業

用と分かれています。令和2年度まではいずれも3万円、令和3年度から5万円と報告しています。今年度も5万円が良いのでは、と考えています。

続きまして、(2)畑(3.3㎡あたり)の売買価格になります。こちらも田と同様に、令和2年度まではいずれも3万円、令和3年度から5万円と報告しています。今年度も5万円が良いのでは、と考えています。

事務局からは以上になります。よろしくお祈いします。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認いたします。ただいま事務局から説明がありましたとおりの金額で報告いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は8月10日の水曜日9時30分からを予定したいと思います。

他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年7月11日

会長 下 田 司

委員 齊 藤 進

委員 西 岡 千 秋